

長浜市福祉介護人材確保に係る補助金交付に関する手引き

長浜市では、介護・福祉人材の確保に向け、市内の福祉事業所に就職する方への就職支援制度をご用意しておりますので、ぜひご利用ください。

【補助金による就職支援制度】

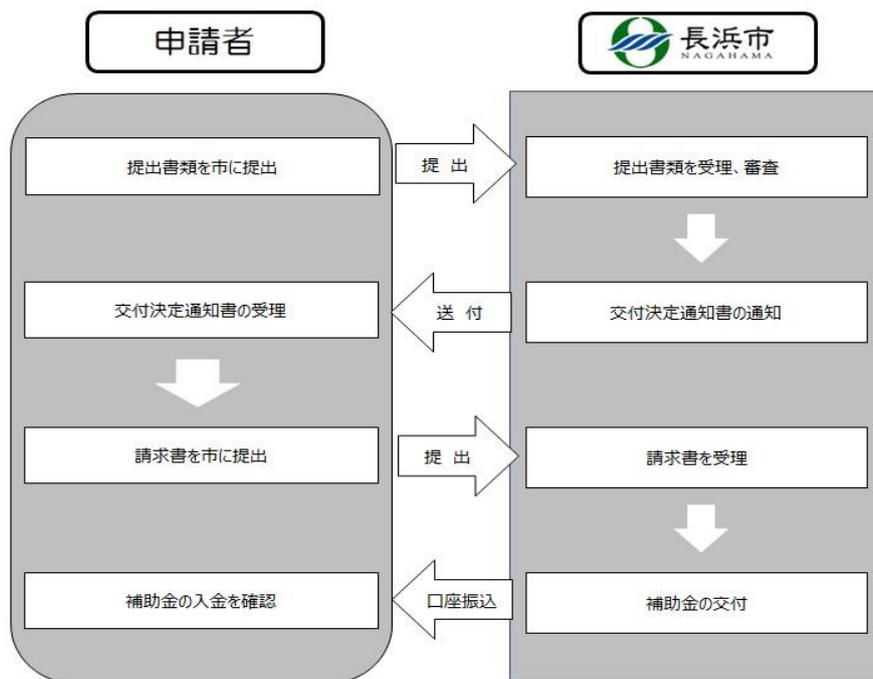
1. 介護職就職応援給付金

⇒介護福祉業界以外から介護職へ転職する方を応援します。

2. 潜在介護専門人材再就職支援事業補助金

⇒介護職の知識や経験があり、介護職員・相談支援専門員に復帰する方を応援します。

【申請～交付までの流れ】



【提出先・お問い合わせ】

長浜市役所 しょうがい福祉課 〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地
電話:0749-65-6372 e-mail:shougai Fukushi@city.nagahama.lg.jp

1. 介護職就職応援給付金

●対象者

介護福祉業界以外から介護職へ転職する方

●補助要件

市内にお住まいの人で、市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に未納がなく、次の要件のすべてがあてはまる人

- ① 令和4年4月2日以降に市内の福祉事業所に介護職員として直接雇用された人であること。
- ② 福祉事業所ではない前勤務先において3か月以上勤務していたこと。
- ③ 離職した日から起算して1年以内に就職すること。
- ④ 市内の福祉事業所に介護職員として週20時間以上勤務していること。
- ⑤ 市内の同一福祉事業所に、介護職員として3か月以上継続して勤務し、引き続き勤務する意思を有していること。ただし、同一法人における市内の勤務地変更についてはこの限りではありません。

●補助金額

申請者1人当たり10万円 ※交付は1人につき1回限り

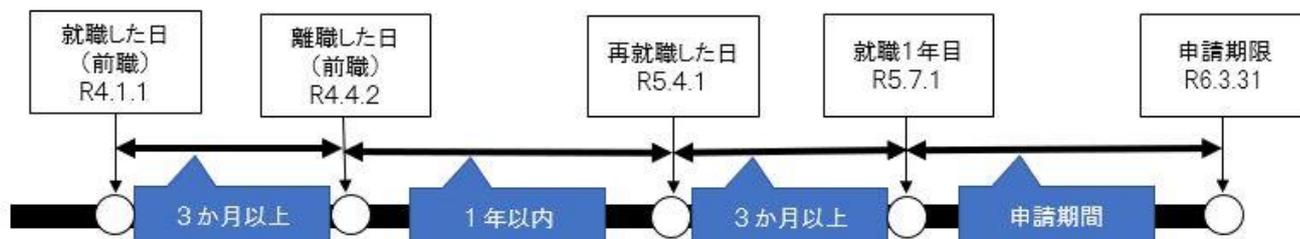
●提出書類

- ① 長浜市介護職就職応援給付金交付申請書(様式第1号)
- ② 在職証明書(お勤め先でもらってください。)
- ③ 前勤務先が福祉事業所ではないことを確認できるもの
- ④ 前勤務先の離職日が確認できるもの

※③④確認書類…雇用保険受給資格者証の写し、退職証明書、離職票など

●申請期限

再就職した日から1年を経過する日の属する年度内に申請してください。



2. 潜在介護専門人材再就職支援事業補助金

●対象者

介護職または相談支援専門員として一定の知識及び経験を有し、介護職等へ再就職する方

●補助要件

市内にお住まいの人で、市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に未納がなく、補助対象要件のすべてが当てはまる人

- ① 過去に介護職員または相談支援専門員としての実務経験が1年以上あること。
- ② 介護職として一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する人。
 - ・介護福祉士 ・相談支援専門員
 - ・実務者研修施設において介護福祉士としての必要な知識及び技能を修得した者
 - ・介護職員初任者研修課程を修了した者、または同研修課程を修了した者とみなされるもの
- ③ 直近の介護職員または相談支援専門員として離職した日から、再就職する日までに3か月以上経過していること。ただし、再就職する日は、令和4年4月2日以降であること。
- ④ 介護職員の場合は、市内の福祉事業所に週20時間以上勤務していること。相談支援専門員の場合は、指定計画相談支援事業所または指定障害児相談支援事業所に週20時間以上勤務していること。
- ⑤ 市内の同一福祉事業所に、介護職員または相談支援専門員として3か月以上継続して勤務し、かつ引き続き勤務する意思を有していること。ただし、同一法人における市内の勤務地変更についてはこの限りではありません。

●補助金額

申請者1人当たり10万円 ※交付は1人につき1回限り

●提出書類

- ① 長浜市潜在介護専門人材再就職支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 在職証明書(お勤め先でもらってください。) ③ 保有資格の証明書類

●申請期限

再就職した日から1年を経過する日の属する年度内に申請してください。

